

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月5日（金）第3457号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 1
○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）（農地整備課取扱い） 2
○県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 3
○土地区画整理事業の換地処分（都市計画課取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）
（商工政策課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第916号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町中勝字上ハサマ2900番1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第917号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
真愛病院	南さつま市加世田東本町7番3	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
真愛クリニック	南さつま市加世田東本町7番4	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
宮内クリニック	南さつま市金峰町池辺2834番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
まきのせ泌尿器科	いちき串木野市照島6050番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
海江田医院	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
医療法人和翔会小緑内科	薩摩郡さつま町轟町39-1	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
坂元内科	伊佐市菱刈重留1353番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
うえぞの内科クリニック	霧島市国分福島三丁目51番地11号	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
清水内科	霧島市国分清水一丁目22-26	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
たまいクリニック	霧島市隼人町真孝111番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
尾田内科胃腸科	始良市平松4730番地	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
山下わたる内科	始良市東餅田424番地1	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	平成30年 10月1日	育成医療・更生医療
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号	平成30年 10月1日	更生医療
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	平成30年 10月1日	更生医療

鹿児島県告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）小島河地地区第1換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年10月9日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）上晴地区第1換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年10月9日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）白瀬地区の換地計画に係る換地処分を，平成30年9月13日に行った。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第921号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区	域
たんたど3地区	次に掲げる標柱の1号から14号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と14号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市東坂元四丁目1793番3
	2号	鹿児島市東坂元四丁目1792番5
	3号	鹿児島市東坂元四丁目1791番1
	4号	鹿児島市東坂元四丁目1789番2
	5号 6号	鹿児島市東坂元四丁目1789番
	7号	鹿児島市東坂元四丁目1788番
	8号	鹿児島市東坂元四丁目1788番2
	9号	鹿児島市東坂元四丁目1807番2
	10号	鹿児島市東坂元四丁目1807番1
	11号 12号	鹿児島市東坂元四丁目1806番2
	13号 14号	鹿児島市東坂元四丁目1793番1
刈敷地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号 11号	鹿児島市田上八丁目1015番
	2号 3号	鹿児島市田上八丁目1010番2
4号	鹿児島市田上八丁目1010番1	

	5号 6号 7号 8号 9号 10号	鹿児島市田上八丁目1007番6 鹿児島市田上八丁目1007番3 鹿児島市田上八丁目1007番2 鹿児島市田上八丁目1024番1 鹿児島市田上八丁目1022番 鹿児島市田上八丁目1018番
田上台3地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 4号 3号 5号	標柱の所在地 鹿児島市田上台三丁目2685番5 鹿児島市田上台三丁目2696番1 鹿児島市田上台三丁目2695番4 鹿児島市田上台三丁目2685番7
笹貫2-1地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号	標柱の所在地 鹿児島市桜ヶ丘八丁目1900番48 鹿児島市桜ヶ丘八丁目1900番16 鹿児島市桜ヶ丘八丁目1900番52 鹿児島市小原町1906番2 鹿児島市桜ヶ丘八丁目1900番50 鹿児島市小原町1925番10 鹿児島市小原町1925番3
笹貫2-2地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 5号 6号 4号 7号 8号	標柱の所在地 鹿児島市小原町1936番6 鹿児島市桜ヶ丘八丁目1938番44 鹿児島市小原町1935番1 鹿児島市小原町1938番2 鹿児島市小原町1936番9
坂元12地区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号	標柱の所在地 鹿児島市坂元町1906番2 鹿児島市東坂元一丁目1855番8 鹿児島市東坂元一丁目1855番6 鹿児島市坂元町1912番1 鹿児島市坂元町1912番2 鹿児島市坂元町1905番6 鹿児島市坂元町1907番3
自由ヶ丘地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 6号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 鹿児島市自由ヶ丘二丁目4837番1 鹿児島市自由ヶ丘二丁目4835番3 鹿児島市自由ヶ丘二丁目4836番3 鹿児島市自由ヶ丘二丁目4836番2 鹿児島市中山町字中ノ迫4842番1
三の丙地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標	

	柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 鹿児島市長田町81番 鹿児島市長田町82番5 鹿児島市長田町82番10 鹿児島市長田町82番2 鹿児島市長田町77番1
五反田地区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号	標柱の所在地 鹿児島市広木二丁目4171番1 鹿児島市広木二丁目4171番5 鹿児島市広木二丁目4172番 鹿児島市広木二丁目4173番72 鹿児島市広木二丁目4170番44 鹿児島市広木二丁目4173番71 鹿児島市広木二丁目4173番68 鹿児島市田上町4188番2 鹿児島市広木二丁目4186番 鹿児島市広木二丁目4177番 鹿児島市広木二丁目4171番3
福永地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号	標柱の所在地 鹿児島市中山町字短ヶ尻1815番 鹿児島市中山町字短ヶ尻1810番 鹿児島市中山町字短ヶ尻1806番 鹿児島市中山町字短ヶ尻1808番 鹿児島市中山町字短ヶ尻1811番

鹿児島県告示第922号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年10月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区	域
平之馬場1地区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 11号 10号 12号 13号	標柱の所在地 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3088番 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ宇都3124番 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ宇都3131番 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ宇都3147番1 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ宇都3148番2 南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3085番

平之馬場2地区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	南さつま市加世田川畑字白山2905番
2号	南さつま市加世田川畑字白山2887番
3号	南さつま市加世田川畑字白山2883番
4号 5号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3100番
6号 7号 8号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3095番
9号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3080番
10号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3076番
11号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3059番
12号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ堀3061番
13号	南さつま市加世田川畑字白山2916番
平之馬場3地区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	南さつま市加世田川畑字五郎ヶ字都3144番1
2号 3号 4号 5号	南さつま市加世田川畑字弁財天3156番1
6号 7号	
8号 9号	南さつま市加世田武田字寺田17505番1
10号	南さつま市加世田武田字天神ノ下17533番1
11号 12号 13号	南さつま市加世田川畑字弁財天3155番

鹿児島県告示第923号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、川内市権現原土地区画整理組合理事長田上操から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理事業の名称
川内市権現原土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成30年9月8日

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島本店
鹿児島市加治屋町1番5号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年5月1日
- 3 意見の概要

今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島指宿店
指宿市東方8349番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年5月7日
- 3 意見の概要
当該変更届出について、支障はありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年10月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島鹿屋店
鹿屋市王子町3973番3号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年5月7日
- 3 意見の概要
今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく本市からの意見はありません。